

2020年10月9日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 中川 順子
問い合わせ先 サポートダイヤル 山中 淳
TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信」

約款変更のお知らせ

当社は、下記の通り、対象ETFについて変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象ETF (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信 (1546)

[変更の内容]

①販売基準価額および信託財産留保額の変更 (約款変更)

追加設定時の販売基準価額について、「取得申込日の翌営業日の基準価額」に対して乗じる率を100.15%から100.10%に、また、一部解約時の信託財産留保額について、「一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額」に対して乗じる率を0.15%から0.10%に、それぞれ引き下げます。

②受益権の取得および一部解約に係る申込単位の変更 (約款付表変更)

受益権の取得および一部解約に係る申込単位を、「1万口以上かつ1万口の整数倍」から「2000口以上」に、それぞれ変更いたします。

※上記①および②の変更は、2020年10月28日以降の取得申込あるいは解約申込に対して適用されます。

※上記①の販売基準価額および信託財産留保額ならびに②の各申込単位は、東京証券取引所における売買取引に適用されるものではありません。

※詳細は、後述の「新旧対照表」をご参照ください。

[変更の理由]

投資家の利便性および運用状況等を勘案し、変更するものです。

[約款（付表）変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行ないません。

[変更の日程]

2020年10月27日 約款変更の届出日

2020年10月28日 約款変更の適用日

[当該変更に係る新旧対照表]

下線部 は変更部分を示します。

>

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第14条 <略></p> <p>② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、<u>100.10%</u>の率を乗じて得た価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>③～⑤ <略></p> <p>(追加信託金)</p> <p>第33条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に <u>100.10%</u>の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第45条 <略></p> <p>②～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に <u>0.10%</u>の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>⑥～⑧ <略></p> <p>(付表)</p> <p>1. <略></p> <p>2. 約款第14条第1項の別に定める一定口数は、「<u>2,000口以上</u>」とします。</p> <p>3. ～5. <略></p> <p>6. 約款第45条第1項の別に定める一定口数は、「<u>2,000口以上</u>」とします。</p> <p>7. <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第14条 <同左></p> <p>② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、<u>100.15%</u>の率を乗じて得た価額（以下本条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>③～⑤ <同左></p> <p>(追加信託金)</p> <p>第33条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に <u>100.15%</u>の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第45条 <同左></p> <p>②～④ <同左></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に <u>0.15%</u>の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>⑥～⑧ <同左></p> <p>(付表)</p> <p>1. <同左></p> <p>2. 約款第14条第1項の別に定める一定口数は、「<u>1万口以上かつ1万口の整数倍</u>」とします。</p> <p>3. ～5. <同左></p> <p>6. 約款第45条第1項の別に定める一定口数は、「<u>1万口以上かつ1万口の整数倍</u>」とします。</p> <p>7. <同左></p>

以上